

令和4年度 包括外部監査結果報告書（概要版）

（「広島県みなと・空港振興プラン2021」における『みなと振興』に関連する事業
（港湾特別整備事業費特別会計含む。）に係る財務事務の執行及び経営管理について）

広島県包括外部監査人
安部 貴之

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

「広島県みなど・空港振興プラン2021」における『みなど振興』に関連する事業（港湾特別整備事業費特別会計含む。）に係る財務事務の執行及び経営管理について

3 特定の事件を選定した理由

広島県は、穏やかな瀬戸内海に面し、厳島神社や原爆ドームなど観光スポットも多い。国際拠点港湾1港、重要港湾3港を有し、年間船舶乗降人員数、プレジャーボート隻数などで全国1位となるなど、港湾は県にとって重要な施設である。また、県の主要産業である自動車や製鉄などの事業や県民の日常生活における輸入品等が海運に支えられているため、災害等により港湾に損害が生じた場合の県民生活に与える影響も大きい。

港湾の整備・運営には、事業の性質上、多額の費用を要するため、財政に与える影響も大きい。そのため、事業の妥当性を定期的に検討するとともに、予算の執行には効率性、経済性が強く求められる。また、保有資産の金額的重要性も高いことから、資産管理が重要であり、施設の長寿命化や維持管理コストの平準化を図る必要もあるため、保守・修繕の計画も重要である。

県では、港湾事業の効率的・経済的な事業運営のため、「広島県みなど振興プラン」を平成24年1月に策定した。その後、平成28年3月には、これまでの港湾分野での取組みに加え、新たに漁港分野と空港分野の取組内容を盛り込んだ次期計画「広島県みなど・空港振興プラン2016」を策定し、港湾・漁港の整備や活性化を進めてきた。また、令和3年3月には、次期計画の後継である「広島県みなど・空港振興プラン2021」を策定し、令和3年度から当該プランに基づいた取組みを行っている。

これらの計画の中で、民間的経営手法の拡大を積極的に進め、平成23年の港湾法改正により創設された港湾運営会社制度（港湾運営の民営化）を、広島港出島地区・海田地区のコンテナターミナルに導入した。具体的には、平成29年4月から平成39年3月までの10年間を対象に、県や民間企業などが共同で設立した株式会社に港湾運営会社制度を通じて港湾運営に関する業務を一元的に委託している。その港湾運営は令和4年3月でちょうど5年の節目を迎えた。

これらの状況を踏まえ、令和3年度までの取組みを総括するとともに、今後のあり方を検討することが、今後の事業をより効果的なものにする上で重要であると判断した。

また、広島県は水産資源に恵まれた瀬戸内海に面していることから、牡蠣の養殖で全国1位となるなど、漁業も盛んに行われている。利用範囲が全国的な草津港を始めとして多くの漁港があり、広島県にとって重要な施設である。

県では、「広島県みなと・空港振興プラン2021」において、『みなと振興』の中で、港湾に係る事業と漁港に係る事業を一つのプランとして取組んでいる。そのため、本外部監査においても両事業を切り離すのではなく、一体的に確認する意義が高いと判断した。

以上より、令和4年度の包括外部監査において、県の港湾事業及び漁港事業に係る財務事務の執行及び経営管理の状況を具体的に把握して問題点を洗い出し、改善点を提示することは有意義である。また、それらの事業が県財政に与える影響は非常に大きいため、効果的・効率的になされているか否かについては県民の関心も高いものと考えられる。そのため、合規性のみならず有効性・効率性・経済性の観点から総合的に検証することに意義があると判断し、監査対象事件として選定した。

4 監査対象期間

原則として、令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日）を対象とし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とした。

5 監査対象機関

土木建築局（港湾振興課，港湾漁港整備課）

土木建築局の港湾・漁港事業に関連する地方機関

株式会社ひろしま港湾管理センター

6 監査の実施期間

令和4年6月6日から令和5年1月10日まで

よって、令和5年1月11日以後に生じた事象については、報告書へ反映していない。

7 補助者の氏名及び資格

車元晋 弁護士

松浦隆敏 税理士

大野知彦 公認会計士

石橋祥英 公認会計士

8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも本件監査対象とした事件（テーマ）について地方自治法252条の29の規定に定める利害関係はない。

第2 外部監査の方法

1 監査に対する取組み方針

包括外部監査制度は、過年度の事業を対象として監査を行う仕組みであるため、進行年度を対象に行う監査のように、適時に助言・指導することで、問題の発生自体を未然に防止することはできず、往々にして、修正のきかない過去の事象に対する単なる指摘となりがちである。そのため、進行年度を対象として実施される監査と比較して、監査される側が必要な情報を提供するインセンティブが働きにくい。

この点、外部監査制度は、地方公共団体が地方自治法2条14項（住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる）、及び、同15項（組織及び運営の合理化）の趣旨を達成できるように助言・指導していくことが期待されているところ、過去の問題を指摘するだけではこの趣旨を実現することはできない。過去の問題を将来に生かす指摘を行うことで、初めてよりよい事業運営に寄与できるのである。

過去の問題を将来に生かすためには、その発生原因を探求して根本的な原因を特定することが必要であるが、そのためには、監査対象局や団体からの協力が不可欠である。すなわち、必要な情報が開示されない中で問題の原因を探求しても正しい根本原因には結び付かず、誤った原因を特定したがゆえに、不十分な解決となり、本質的な改善に繋がらない。

こういった考えから、包括外部監査を有効活用して、将来の事業運営をより良いものとするという同一の目標を、監査の初期段階で対象局及び団体と共有するとともに、監査人としては、根本原因を可能な限り特定することと、過去の問題を将来にどのように生かせるかを考えることを念頭に監査を行った。

また、複数年にわたり包括外部監査に関わってきた気付きとして、外部監査で抽出された問題は、対象局や団体だけの問題ではなく、県の他の部局なども同様の問題を抱えている可能性が高いと感じた。

包括外部監査をより効果的なものとしていくためには、対象局・団体の改善を図るだけでなく、対象局・団体で抽出された問題について、対象以外の部局などにおいても同様の問題がないかを検討する機会にしていくことが必要である。

そのため、対象局・団体以外の部局などにおいても問題の抽出や改善が行える方法としてどのようなものが考えられるかについても意識した。

2 監査の要点

主として以下のような観点から監査を行った。

(1) 合規性，経済性，効率性，有効性

財務事務の執行及び事業の管理が法令その他の規定に従っているか（合規性），無駄な経費を掛けていないか，または財源確保に努めているか（経済性），同じ費用でより大きな成果が得られないか，または成果に対して最少の費用で事業が執行されているか（効率性），目的に見合った成果が表れているか（有効性）という観点から監査を行った。

(2) 財務状況

- ① 法令，広島県の条例・規則，地方公会計マニュアル等の指針に準拠した会計処理及び開示ができているか
- ② 株式会社ひろしま港湾管理センターについては，企業会計基準，会社計算規則等に従った会計処理及び開示ができているか
- ③ 公共の福祉と経済性の観点から，健全に運営されているか

(3) 計画

- ① 計画の内容や設定目標，期限等が具体的に設定されているか
- ② 計画期間中の進捗状況の確認がなされているか，進捗状況を踏まえた見直しが適切になされているか
- ③ 前期の計画の検証が十分になされ，検証内容が次期の計画に反映されているか

(4) 広島県港湾特別整備事業費特別会計

- ① 過年度の包括外部監査の指摘・意見への対応が適切にとられているか
- ② 赤字事業（該当があれば）に対する赤字縮小に向けた取り組みが十分にとられているか
- ③ 事業の採算性に係る県民への情報開示が必要な単位でかつ適時になされているか
- ④ 資金不足への対応策が合理的かつ実現可能なものとなっているか

(5) 財産

- ① 港湾施設の老朽化の現状把握が十分か
- ② 保有財産の管理が規程通りに実施されているか
- ③ 網羅的な固定資産及び貯蔵品の把握は出来ているか
- ④ 不要な余剰資産を抱えていないか

- ⑤ 減損の検討は適宜適切に実施しているか
- ⑥ 遊休財産の有効活用を図っているか
- (6) 契約
 - ① 契約締結までの手続が法令や県の定める要領，手引等に従っているか
 - ② 入札，随意契約，プロポーザル方式等，当該方法を採用した根拠が適切か
 - ③ 不適切な再委託がなされていないか
 - ④ 予定価格が適切に積算されているか
 - ⑤ 見積合わせの場合，参加者の選択，参加者数は適切か
 - ⑥ 契約完了後，契約条件にしたがって完了したか否かを検査しているか
 - ⑦ 必要に応じて現地調査や証憑の確認をしているか
 - ⑧ 出資法人につき，契約手続（特に契約相手方の選定から契約締結まで）につき，法令や法人内部規程等に照らして問題がないか
- (7) 整備事業
 - ① 契約締結（変更契約含む）の手続が法令や県の定める要領，手引等に従っているか
 - ② 契約締結（変更契約含む）に係る施工業者との協議記録が適切に管理されているか
 - ③ 工事の進捗管理が適切に行われ，情報が適時に収集できているか
 - ④ 進捗状況と今後の見通しについて，適切な情報開示がなされているか
- (8) 情報システム
 - ① 業務システムに係るセキュリティ等の I T 全般統制¹が適切に整備・運用されているか
 - ② システム障害に係る対策は取られているか
- (9) 消費税税務申告
 - ① 消費税の税務申告が適切に行われているか
 - ② 消費税の納税額を最少にする申告方法が選択されているか
- (10) 債権管理
 - ① 債権管理に係る規程が整備されているか
 - ② 債権管理に係る規程の内容や運用に問題はないか

¹ I T 全般統制とは，I T システムを用いた業務処理を有効に機能させるような仕組みやルールのことであり，具体的には，システムの保守や安全性の確保，セキュリティ対策などの運用業務のことを言う。

③ 滞納債権につき適切な対応がなされているか

(11) 料金

① 法令、要領その他の基準、規程に準拠しているか

② 受益者負担の観点からも妥当な料金設定となっているか

(12) 防災・BCP・放置艇対策

① 緊急時対応は適切に整備されているか

② 計画に基づく訓練等が適切に実施されているか

③ 取組の進捗状況の確認や見直しが適切になされているか

④ PDCAサイクルによる取組の見直しや改善がなされているか

3 主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用にあたっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査²により行った。

(1) 予備調査

関連資料を入手、分析するとともに、質問により、事業の現状と課題を把握した。

(2) 本監査

予備調査の結果に基づき、「2 監査の要点」について、以下の手続を実施した。

① 関連法令・条例・規則、予算書、事業に関する各種管理資料・意思決定資料その他必要書類の閲覧・分析、証憑との突合

② 担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等

③ 現場視察及び現地調査

④ その他必要と認めた監査手続

第3 監査の結果について

1 監査のプロセス

概ね次のような経過で監査を実施した。

令和4年4月～5月 事前ヒアリング

² 試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

6月6日 テーマ決定，包括外部監査実施計画提出

6月7日 対象部局に概要説明及び資料提供の依頼

7月～12月 対象部局からの回答，回答に対する質問，資料提供依頼のやりとり，
事務所往査・現場視察の実施

令和5年1月 対象部局及び監査委員事務局に包括外部監査報告書案を提示

対象部局による事実関係の確認及びこれをふまえた修正

なお，対象局・団体への主な往査及び現場視察の具体的な実施状況は以下のとおり。

往査場所	事業	実施年月日	作業内容
出島地区国際コンテナターミナル	港湾運営会社	令和4年8月29日	施設の視察，現場事務所職員からのヒアリング，固定資産及び備品の調査
厳島港 宮島口・胡町地区	港湾整備事業	令和4年8月30日	施設の視察，整備事業の視察，現場事務所職員からのヒアリング
観音マリーナ	指定管理業務	令和4年9月7日	施設の視察，現場支配人からのヒアリング
草津漁港	漁港整備事業	令和4年9月7日	施設の視察，整備事業の視察，現場事務所職員からのヒアリング
広島はつかいち大橋	臨港道路整備事業	令和4年9月7日	整備事業の視察，整備事業担当職員からのヒアリング
廿日市船溜まり	放置艇対策事業	令和4年9月7日	放置艇の視察，県放置艇対策担当職員からのヒアリング
広島港宇品地区	岸壁改良・クルーズターミナル(仮称)建設事業 ふ頭再編改良事業	令和4年9月27日	施設の視察，整備事業の視察，現場事務所職員からのヒアリング
広島港出島地区	国際コンテナターミナル整備事業	令和4年9月27日	工事現場の視察，現場事務所職員からのヒアリング
広島港湾振興事務所	地方機関	令和4年9月28日	委託契約書の確認，固定資産及び備品の調査，事務所長などからのヒアリング
ポートパーク福山	指定管理業務	令和4年10月14日	施設の視察，現場責任者からのヒアリング
福山港 箕島・箕沖地区 原地区 鞆地区	港湾整備事業	令和4年10月14日	施設の視察，整備事業の視察，整備事業担当職員からのヒアリング，固定資産及び備品の調査（箕島水防倉庫）
尾道糸崎港 機織地区	港湾整備事業	令和4年10月14日	整備事業の視察，整備事業担当職員からのヒアリング
尾道糸崎港 山波地区	放置艇対策事業	令和4年10月14日	放置艇の視察，県放置艇対策担当職員からのヒアリング
(株)ひろしま港湾管理センター	港湾運営会社・ 出資法人	令和4年10月25日	マネジメントディスカッション， 本社の視察，現金実査，貯蔵品の調査

振興プランにおける優先度評価でAランクに位置付けられた整備事業実施箇所の視察・調査を中心としつつ、港湾については、国際拠点港湾の広島港、県管理の重要港湾である尾道糸崎港及び福山港、漁港については、第3種に指定されている草津漁港の視察・調査を行った。

2 指摘、意見及びその他

監査の過程で発見された個別検出事項については、「指摘」、「意見」、「その他」に分けており、それらは以下の判断基準によった。

区分	根拠規定	根拠条文	監査上の判断基準
指摘	監査の結果	地方自治法第252条の37第5項	違法（法令、条例、規則等の違反） 不当（法令等の実質的な違反とは言えないが、 ① 行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである。 ② 法令等の運用の仕方が不十分である、又は不適切である。 ③ 社会通念上、適切でないもの）
意見	監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	地方自治法第252条の38第2項	違法または不当なもの以外で、組織及び運営の合理化や、より経済的、効率的、効果的な事業となるよう、改善や検討が望まれる
その他	—	—	事案が監査対象年度に含まれない・監査対象局・団体を超えているもの、又は、指摘や意見とまでは言えないもののうち、今後事業を取組む上で、有意義と監査人が判断したもの

また、指摘や意見などの前提となった課題や問題点を「課題」「問題点」として記載した。指摘や意見などにあたっては、可能な限りその原因を探求して根本原因を探るとともに、考えられる改善策の例示に努めた。

3 略語、略称

県	・・・	広島県
自治法	・・・	地方自治法
施行令	・・・	地方自治法施行令
県土木建築局	・・・	広島県土木建築局
ひろしま港湾	・・・	株式会社ひろしま港湾管理センター
振興プラン	・・・	広島県みなと・空港振興プラン2021

振興事務所 . . . 広島港湾振興事務所

観音マリーナ . . . 広島観音マリーナ

4 監査結果の一覧

(1) 指摘や意見などの件数

本外部監査の指摘及び意見などの件数は次のとおりである。

区分	指摘	意見	その他	合計
広島県土木建築局	14件	28件	3件	45件
株式会社ひろしま港湾管理センター	7件	13件	0件	20件
合計	21件	41件	3件	65件

(2) 指摘及び意見などの一覧

本外部監査の指摘及び意見などの一覧は次のとおり。なお、頁番号は包括外部監査結果報告書本文の頁番号を記載している。

監査の結果（概要）		
項目	概要	頁
第6 広島県の港湾・漁港の概要		35
【意見】 福山港・尾道糸崎港における将来の長期構想の策定	福山港及び尾道糸崎港について長期構想は策定されていない。 しかし、広島港の港湾計画改訂（平成31年3月）において、長期構想で取りまとめた広島港の将来像等を基礎に改訂がなされたように、港湾計画の改訂において、長期的視野（概ね30年後）に立った構想・ビジョンを前提にすることは重要である。 したがって、福山港及び尾道糸崎港についても、将来の港湾計画の改訂時には、長期構想を策定すべきである。	56
【意見】 県ホームページでの紹介ページのリンク切れ	県ホームページの「広島県の港湾」ページからのリンクのうち、広島港と尾道糸崎港のリンク先が無効となっている。 県のホームページの港湾の紹介は、港の広報の重要部分であり、主要港である広島港及び尾道糸崎港のリンク先が切れたままの状態では問題である。	57
第7 広島県みなと・空港振興プラン2021		58

監査の結果（概要）		
【意見】振興プランの前プランの評価・検証が不十分	<p>振興プランの冒頭に書かれた前プランの評価には、実施箇所ごとの進捗結果、特に、前プラン中に実施できなかったものについて、その原因への言及がない。また、前プランで設定していた優先度ランクごとの達成状況が記載されておらず、ランク設定の意義があったのか十分検証できない。</p> <p>前期プランで予定どおり実施できなかった事柄の原因分析をし、改善方法を考え、次期プランに生かすというPDCAサイクルを回すことが、次期プランの改善につながると考えられる。次期プランで振興プラン（現行）を評価する際には、ランク毎の評価を意識した上で、実施箇所ごとの進捗結果、特に振興プラン（現行）中に実施予定であったにもかかわらずできなかったものの原因を分析し、次期プランに生かすべきである。</p>	69
【指摘】計画期間内の進捗管理に係る情報開示について	<p>振興プラン（現行）の整備事業について、計画期間内（令和3年度から令和7年度までの5年間）の各整備事業の具体的な実施時期は明示されていない。また、前プランの計画期間内に完了していない整備計画につき、前プランの計画期間満了前に事業の遅延が公表されたものはないが、具体的な実施時期を公表しておらず、対外的には計画期間が満了しない限り遅延ではないとの認識になってしまうことが、原因の一つと考えられる。</p> <p>重要性の高い事業については、スケジュールの延長などの情報を適時に公表すべきである。また、現状の公表資料については、各事業を規模により区分した表や工事期間で区分した表を追加したり、進捗率を記載したりするなど、県民がより事業の進捗状況を実感できるような説明をすべきである。また、県民への事業の見える化の推進のため、今後の具体的なスケジュールについても、同様の区分により公表するなどし、県民への情報開示の充実を図っていただけることを期待したい。</p>	69
【意見】放置艇対策の状況がプラン策定に反映されていなかった	<p>振興プランの【具体的な取組】の一つとして放置艇対策の着実な推進を挙げ、その中で「放置艇解消のための基本方針」の策定に触れているが、同基本方針は振興プラン策定時点で目標達成が危惧される状況があったため、基本方針の目標達成が困難である可能性を振興プランの中で考慮すべきであった。</p>	70

監査の結果（概要）		
第9 広島県港湾特別整備事業費特別会計		74
【指摘】必要な規則改正がなされていない	<p>広島県公有財産管理規則を改正する場合、改正の影響を受ける特例規則も同時に改正すべきであるにもかかわらず改正を行わず、規則間の規定の齟齬が放置されていたことは問題である。規則の改廃に際しては、関連する規則との整合性を確認し、後者についても改廃等の適切な対応が同時になされることが必要不可欠である。</p>	79
第10 過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況の検討		80
【指摘】過年度措置状況に関する書類が廃棄・未保存	<p>過去の外部監査からの指摘・意見を受けて検討した内容やその判断過程などの考え方の根底になる書類が破棄されていた。また、指摘・意見を受けて整備した手続きに係る証跡が残っていなかった。</p> <p>これらの書類は考え方の根底になる資料であり、同様の取引自体がなくなるまでは継続して保存したり、マニュアルや作業手順書の中での引継ぎ事項としたりするなどし、申し送りできる体制を構築すべきである。また、検討過程を第三者が確認できるよう証跡を残すべきである。</p>	95
第11 広島県港湾特別整備事業費特別会計の現状と現状を踏まえた課題		97
【指摘】事業実施期間を通じた予算実績差異分析の必要性和情報開示	<p>港湾特別会計の臨海債事業の情報開示につき、現在県が公表している資料では、土地の整備及び売却に係る今後の具体的なスケジュールが明示されておらず、収支についても、直近の決算額と現時点での将来見込額の記載のみで、総事業費の見積額がどのように推移してきたかを把握することができない。</p> <p>この点、県民は、各事業につき、事業開始時点の見積総事業費がいくらで、どのようなスケジュールで実施する計画であるか、また、それらがその後、いくらの見積りになり、スケジュールがどのように変更されているのか、結果としていくら事業費でいつ完成したのかを流れとして知りたいと思われる。</p> <p>そのため、総事業費の推移が把握できるよう、前年度見積額などとの差異を明示するとともに、差異の要因を開示すべきである。</p>	103

監査の結果（概要）		
	<p>加えて、今後の事業スケジュールについても、県民がより具体的に把握できるように、事業ごとの具体的なスケジュールを明示するなど、情報開示の充実を検討していただきたい。</p>	
【意見】地区別収支の必要性(機能債事業)	<p>港湾特別会計の機能債事業については地区別収支管理がなされていない。</p> <p>地区別収支情報は、資源投入の選択と集中の判断をより客観的・具体的に議論する材料となるため、機能債事業全体の採算性向上のためにも、地区ごとの収支分析は必要である。</p> <p>地区別収支管理を積極的に取り入れ、公表することが望まれる。</p>	104
【意見】地区別収支の必要性(臨海債事業)	<p>港湾特別会計の臨海債事業については地区別収支管理がなされているが、内部使用目的であり、公表数値として整理がされていないため、公表には至っていない。</p> <p>臨海債事業は機能債事業のように拠点単位的意思決定しかできないものではなく、事業の性質上、より地区別の収支が重要な情報となっている。</p> <p>そのため、内部使用目的としている現状の資料の整理を進め、地区別収支の積極的な公表が望まれる。</p>	105
第12 財産		106
【指摘】港湾台帳の記載漏れ	<p>港湾台帳に事業費の記載がされていないもの又は不明とされているものが多数存在した。</p> <p>港湾台帳は県全体の県有財産の状況についての情報開示や、統一的な基準による財務書類の作成基礎資料として利用されるもので、港湾台帳の網羅的な事業費の記載は、網羅的で正確な情報公開を担保するとともに、県全体の作業圧縮にも資する。</p> <p>また、記載漏れによる詳細不明については、人為的ミスによる情報の欠落であり、再発防止に努めるべきである。</p>	109
【指摘】漁港台帳の記載漏れ	<p>漁港台帳でも建設又は取得金額の項目について記載されていないもの又は不明とされているものが多数存在した。その原因としては、上記港湾台帳と同様である。</p> <p>不明資産の取得金額の改めての評価、及び、再発防止に努めるべきである。</p>	110

監査の結果（概要）		
【意見】各台帳と固定資産一覧表との整合性未確認	<p>財政課で作成されている固定資産一覧表と、港湾振興課で管理されている港湾台帳及び漁港台帳の整合性が保たれていない。</p> <p>財政課では、毎年、港湾施設等の異動状況について港湾振興課に確認を行い、その回答を以て固定資産一覧表を更新しているものの、両者の網羅的な照合作業等を行われていなかった。</p> <p>いわゆる一方通行の確認又はフローベースのみでの確認ではなく、情報提供側が提供先作成の固定資産一覧表をチェックするなど、双方向かつストックベースでの網羅的な確認が求められる。</p>	111
【意見】固定資産一覧表が有効活用されていない	<p>固定資産一覧表につき、現時点では県土木建築局等においては、具体的な計画を含めて、有効活用されている実態はなかった。</p> <p>固定資産台帳の整備目的には、公共施設マネジメント等への活用などが例示されており、将来的には、耐用年数等のデータを充実させ、効率的な施設の維持修繕等に活用を図ることなどが想定されている。</p> <p>上述の通り固定資産台帳が適正に作成されていない場合には、このような趣旨に基づく利用方法も不可能であり、利用した場合には誤った判断を招くおそれがある。固定資産台帳を作成する趣旨を理解し、県として有効な活用ができるようにすべきである。</p>	111
【その他】老朽化対策に遅れが生じた際の検討について	<p>県のいずれの施設についても修繕に遅れはなく、その点では老朽化対策の問題は認められなかったが、老朽化対策の遅れは起こり得ることである。その際は、通常の事業の遅れとは別の観点での検討が必要になる。老朽化対策は災害防止の観点も含まれているため、老朽化対策の遅れに伴う災害発生リスクの分析を行い、そのリスクに応じて事業の遅れの解消に取り組む必要がある。</p>	112
【その他】宮島口ターミナル埋立地の資産計上	<p>宮島口の旅客ターミナルの下は県が埋め立てた土地であり、県所有の土地となる。当該埋立て地は現に資産を管理している課が管理する港湾台帳への登録は不要であるが、県の固定資産台帳を管理する財政課への報告なども行われていなかった。その結果、財政課の保管する固定資産台帳一覧等に記載されていない。</p>	117

監査の結果（概要）		
	<p>台帳登録漏れの主要因の一つは、現に資産を管理している課と、固定資産台帳を管理する課との情報共有不足と考えられるが、まずは、現に資産を管理する課の台帳に記載されない資産にどのようなものがあるかを整理することが重要である。その上で、それらの資産の取得・除却などの情報を財政課と共有するルールを明確にし、情報共有を密にすることで、漏れのない資産管理を行うことが望まれる。</p>	
【指摘】「動産」又は「物品（備品）」などの実査の証跡の不備	<p>振興事務所にて「動産」又は「物品（備品）」などの実査状況を確認したところ、実査の証跡等は残されていなかった。実施の結果や不一致の内容や確認状況、責任の所在等を明らかにするためにも、「動産」又は「物品（備品）」などの実査を行った場合には、確認を行った日時や担当者、確認した資産等について、証跡を残す必要がある。</p>	119
【指摘】備品の範囲が明確になっていない	<p>振興事務所において備品台帳に登録されていない小型標識灯が保管されていた。</p> <p>当該標識灯は過去に工事を発注した際に、受託した業者が工事に必要な資産として購入し、契約に基づき工事完了後に県が取得したものであった。</p> <p>同じ標識灯を県が独自に購入した場合には、備品台帳に登録されるにもかかわらず、工事の付随品として取得した場合は備品台帳への登録はされない。同種同類の県有資産にもかかわらず、取得形態によって管理方法等が異なるのは適切ではない。工事の付随品として取得した備品などについても、明確な基準を設けて、備品台帳に登録し、同様の管理を行う必要がある。なお、基準を設ける際は、どのような場合に登録を要し、金額等をどのように入力するのか、具体的に明示する必要がある。</p>	120
【指摘】備品の計上漏れ	<p>福山港の水防倉庫を視察した際に、取得金額が10万円以上であると想定される防災資材（フロートやオイルフェンス）が存在していたが、備品台帳には登録されていなかった。</p> <p>県は指摘を受け、備品としての登録が漏れていることが判明したため、取得時期及び取得金額等について調査を実施しており、確認ができ次第、備品</p>	121

監査の結果（概要）		
	台帳に登録する旨，報告を受けている。単純なミスではあるが，同様のミスが生じないように，基準を周知徹底する必要がある。	
【意見】宮島 栈橋の老朽 化対応	<p>厳島港（胡町地区）の宮島1号～3号栈橋はいずれも昭和50年代に設置されて以降40年以上が経過し老朽化が進んでいることは否めない。</p> <p>厳島港は地方港湾（県管理）ではあるものの，利用者数が全国1位で，県内有数の観光地である。施設損壊時の利用者への直接的な被害，県全体のブランドへの影響の大きさも考慮すると，早期の修繕等の対応が必要である。G7広島サミットの開催も控えていることから，予定通り早期の修繕等を実施していただきたい。</p>	122
第13 委託契約（本庁分）及び指定管理		126
【意見】観音 マリーナの 建物の所有 関係について	<p>観音マリーナを非公募で選定している理由として，主要な施設であるクラブハウス，給油・修理施設などを現指定管理者（ひろしま港湾）が所有している点を挙げているが，県の管理施設内に第三者所有の建築物があることは，本来適切な状態とはいえない。</p> <p>権利関係を明確にした上で，次期の指定管理者選定時に引き続き非公募でひろしま港湾を選定するのであれば，上記のクラブハウス等の権利関係以外の理由に基づき行うべきである。</p>	131
第14 港湾運営会社		132
【指摘】修繕 費用の分担 の現状が契 約書に明確 に定められ ていない	<p>港湾運営会社に係る県とひろしま港湾との契約上，貸付施設の維持及び1件当たりの設計金額が2,500万円（消費税込）未満の修繕は維持修繕としてひろしま港湾が負担するとされているところ，海田ガントリークレーン2号の構造点検業務が2,500万円未満の額となっているにもかかわらず，県（振興事務所）が業者に発注し費用負担している。</p> <p>申請要領への記載にかかわらず，契約上の権利義務は契約書に記載するのが原則であり，申請要領に記載されただけでは契約上の権利義務が発生するのかが不明確である。既存の荷役機械の大規模修繕や更新を県が実施するのであれば，契約書上も，これらを県の負担で行うことを明記すべきである。</p>	135

監査の結果（概要）		
【意見】港湾運営会社制度導入の効果検証が十分なされていない	<p>県は現時点で港湾運営会社制度導入の効果検証を行っていない。</p> <p>貸付期間が終了する令和9年度末を見据え、例えば貸付期間（10年間）の前半5年間の港湾運営会社導入の効果を検証するなど、貸付期間中の制度改善や、期間満了後に同制度継続の適否及び内容等を検討し、現時点から港湾運営会社制度導入の効果を検証することが必要である。</p>	135
【意見】次期貸付料設定時の外部要因の影響の評価について	<p>令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、取扱貨物数が大幅に減少するなどの影響が発生した。その後現在までに、ロシアによるウクライナ侵攻、上海のロックダウン等、取扱貨物数に影響を与える外部要因が複数発生している。</p> <p>現在設定されている貸付料は令和4年度までである。今後の貸付料の設定にあたり、様々な外部要因が新たに発生する中、事前に貸付料設定に織り込み済の事情と、「社会経済情勢の急激な変化」に該当するものとを明確に区別しておくことが、これまで以上に重要となる。</p>	136
第15 委託契約及び工事請負契約（地方機関分）		137
【意見】参加者数が少ない入札が多数ある	<p>いずれの地方機関においても、1者のみ入札など、入札者数が少ない案件が多数みられる。入札手続を取った意味が乏しくなり、望ましくない。</p> <p>県が現在実施している対策を含め、引き続き、参加者数を増やすための取組が必要である。</p>	139
【指摘】同種の案件を分割して1号随意契約としている	<p>令和3年度の契約で、同じ地域で実施する同種の委託業務5件を、近接した時期に、随意契約により、同一の業者に発注している。1件当たりの契約額はいずれも100万円未満であるが、5件の契約額合計は100万円を優に超える。</p> <p>過去の実績から、令和3年度も複数回の業務が実施され、総契約額が100万円を超えることが予想されたにもかかわらず、複数の100万円以下の随意契約について1号を理由に実施するのは妥当ではない。</p>	140
【指摘】関連の薄い事業を追加する変更契約を	<p>振興事務所の「国際拠点港湾広島港江波地区港湾海岸保全施設整備事業に伴う調査設計業務委託」の変更契約がなされているところ、用地測量に係る変更につき、令和3年度までに完了させる必要のある測量調査の発注手続き</p>	140

監査の結果（概要）		
実施している	<p>が漏れていることが判明したが、別個発注する時間的余裕がないため、変更契約により当初契約の受注業者に一緒に依頼したとのことであった。</p> <p>しかし、本来事前に対応可能であった発注手続きが漏れていることが判明し緊急対応が必要となった事業につき、発注漏れとなっていた事実や原因を明らかにすることなく、関連の薄い事業へ、変更契約により追加するのは、近年出された公共工事の執行に関する通知により緩和された変更基準を前提に考えたとしても適切ではない。</p>	
【意見】変更契約の位置付けについて	<p>上記変更契約以外を含め、変更契約の位置づけ、具体的には、当初の契約で予定していなかった業務を発注する場合は別個の契約によるのが原則である（変更契約は変更基準を満たす場合に例外的に認められる）ことを改めて意識する必要があると考える。</p>	140
【意見】指名競争入札の落札者が固定化している	<p>振興事務所の「広島港の水門・陸閘開閉等業務」につき、1地区（江田島地区、江田島市と随意契約）を除く6つの地区では指名競争入札により業者を選定しているが、指名競争入札手続では、発注する地区に近い地域の業者を指名しており、6地区それぞれにおいて、直近3回の指名業者はほぼ同一であった。そして、入札の結果落札した業者は、直近3回、6地区でそれぞれ同一の業者となっていた。</p> <p>指名競争入札で業者を選定するのであれば、業務の内容や事情にかかわらず、競争性を持たせることが必要で、例えば、指名業者を増やす、変更するといった、競争性を持たせるための工夫がなされていないのは問題といわざるを得ない。</p>	142
【意見】当初契約時におけるランニングコストの考慮	<p>荷役機械（ガントリークレーン）の保守点検・修繕に係る契約について、機械の特殊性、製品保証及び技術面等から、当該荷役機械を製造・設置した業者に依頼する必要があるとして、施行令167条の2第1項2号を理由に随意契約としている。</p> <p>機械の特殊性等の事情から当該機械の製造・設置をした業者のみ保守点検・修繕を依頼できないのであれば、将来の荷役機械の新設・入替時に、設</p>	143

監査の結果（概要）		
	置後の保守点検等の費用を考慮しての業者選定，具体的には，契約の方法の中で設置後のランニングコストを考慮するなどの対応をすべきである。	
第16 整備事業		145
【意見】宮島口旅客ターミナルに係る会計検査院の指摘について	<p>令和元年度に完成した宮島口の旅客ターミナルの整備事業につき，令和4年11月に会計検査院から，国から補助金を過大に受給しているとの指摘を受けた。</p> <p>過大受給の原因は，補助の対象となるバリアフリー部分の床面積の集計を誤ったことであるが，本件補助金申請のように，日常的でない複雑かつ特殊な案件については，上長によるチェックに先立ち，別担当者が作成担当者と同様の作業を再実施するとともに，情報の共有を図るなどの対応が必要である。</p>	150
【意見】整備計画の進捗状況に係る情報開示	<p>港湾の整備計画について，振興プランでは，令和3年度から令和7年度の事業費の総額のみが開示され，各整備計画の具体的な実施年度及び個別予算については一切開示されていない。そのため，工事範囲が変更になってもそのような影響が開示されることはなく，最終結果だけ辻褄が合わされてしまうと，県民は問題が生じていてもその状況を一切把握することができないこととなってしまう。</p> <p>港湾の社会的重要性，影響が広範にわたることを鑑みると，県民への情報開示という観点から，各整備計画単位の見積りについても最低限の情報は開示することが望ましい。</p>	151
【意見】予算見積りに必要な調査の実施時期について	<p>臨港道路廿日市草津線の第Ⅰ期工事について，事業開始時の総事業予算と実績額との比較を行った結果，大きな差異が生じていた。見積りに必要な専門家による調査実施前に，当該予算を作成する必要があったためとのことであるが，当該予算を基に国に対して整備計画を提出していた。</p> <p>今後の課題として，事業開始時の総事業予算を用いた資料提出や事業判断を行う際は，実施する調査などの前倒しの必要性を検討すべきである点を，今一度意識していただきたい。</p>	151
第17 防災・BCP		153

監査の結果（概要）		
【意見】港湾BCP訓練の内容について	<p>主要3港湾の港湾BCPの訓練内容について、BCPで示された訓練のうち特定の種類（情報伝達訓練）しか実施されていないこと、令和3年度実施の訓練について尾道糸崎港・福山港の合同訓練では「震度6弱の地震」とされている以外の具体的な危機的事象は示されていない点は問題である。</p> <p>県は、主要3港湾の港湾管理者として、各港のBCP協議会と連携し、訓練の充実を図る必要がある。</p>	160
【意見】実施した訓練の結果を踏まえた検証が不十分である	<p>主要3港湾のBCP訓練（令和3年度情報伝達訓練）の結果について、情報伝達の結果のとりまとめがない（尾道糸崎港・福山港）、あるいは結果はとりまとめられているが、訓練の結果浮かび上がった課題の有無・内容についての記載がない（広島港）。</p> <p>各港の港湾BCPでは、訓練等を通じて課題の提出を行い、協議会においてPDCAサイクルに基づき、計画の見直し・改善を行い、その結果を協議会に報告するとされているが、かかるPDCAサイクルによる改善の取組みが不十分と考えられる。</p> <p>主要3港湾の港湾管理者たる県は、各港のBCP協議会と共に検証を踏まえた改善の取組を進めるべきである。</p>	160
【意見】非常用電源その他資機材の確保	<p>令和3年度実施の尾道糸崎港・福山港の合同訓練において、BCP協議会事務局において非常用電源が確保されていることが前提となっているが、非常用電源を保有している県の施設はなく、発災時には業者に手配することになるとのことで、訓練が想定している前提と齟齬が生じている。</p> <p>電源が確保されなければ、上記のメールの送受信ができないことその他、発災後の各種対応に支障が生じることが予想される。また、電気以外にも、必要な資機材が調達できるかの再確認も必要と考える。</p> <p>資機材が確保できるよう対策を講じておくことは、国交省の港湾BCPガイドラインも要請するところであり、この点対策が必要である。</p>	161
【意見】厳島港のBCP又は災害時の対応マニ	<p>厳島港につき、港湾BCPや災害時の対応マニュアルは策定されていない。</p>	161

監査の結果（概要）		
マニュアルの整備	<p>厳島港は、地方港湾ではあるものの、船舶乗降人員数は全国1位で、橋がない厳島にとって、船舶は、対岸（本州側）との間の唯一かつ必要不可欠な交通手段である。</p> <p>災害発生時に厳島港の事業が継続できない場合の産業や島民の生活への影響が非常に大きいものとなることが想定されることから、県が港湾管理者である港湾のうち、BCP策定が未了のものの中で、策定の優先順位が高く、かつ効果も高いと考えられる。</p> <p>そのため、厳島港においても、早期に港湾BCPを策定することが望ましい。予算等の問題で早期のBCP策定が難しい場合には、当面の対応として、現在の関係機関との災害対応の枠組みも生かし、被害想定や回復目標を共有の上での災害時の対応マニュアルの策定や関係機関との協議体の構築（実質的にBCPに近い対応を行いうるもの）の整備が必要と考える。</p>	
第18 放置艇対策		164
【意見】放置艇基本方針の見直し時期について	<p>放置艇基本方針の見直しは令和4年度に行われている。新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動制限などが行われ、収束の時期も見通せない状況であったことから、やむを得ない面もあったものと考えられるものの、取組期間中の進捗状況からは、見直しの公表時期が遅かったのではないかと疑念が残る。</p> <p>今後も新型コロナウイルスの状況は予断を許さないものの、放置艇対策の進捗の現状を反映させるため、また県民への適時開示の観点から、より早期の取組の見直しを検討するとともに、目標期限を再び変更することがないよう、可能な限りの方策を尽くし、期限までの完了を目指して、現在の取組みを一層加速していただきたい。</p>	171
第19 システム		173
【意見】作業ログの記録について	<p>システム上で入力や削除等の作業をした場合には、点検者等の記入欄はあるが、担当者が分かる状態での作業ログ等は残されていないとのことであった。</p>	174

監査の結果（概要）		
	誤った作業等を実施した場合等に備えるため、担当者が分かる状態でのログ等を記録することも検討すべきである。	
第20 料金		175
【意見】 港湾施設の貸付料及び新型コロナウイルスによる影響	<p>ひろしま港湾に対する港湾施設の貸付料に関して、臨時に令和2年度の貸付料の減額を行っているが、新型コロナウイルスの影響は不可避の事象であり、やむを得ない面もあったと考えられる。</p> <p>一方で、近年は災害等も頻発しており、今後も世界情勢の急激な変化が生じる可能性は高いため、社会経済情勢の急激な変化が生じた際に迅速に対応するためにも、今回の経験を生かし、次回以降の契約の際には、損失の補填等を行う場合の具体的な基準等を明確に定めることを検討することが望まれる。</p>	176
【意見】 福山港国際コンテナターミナルの電気料金過少請求	<p>福山港国際コンテナターミナルに設置されている冷凍・冷蔵貨物コンテナ用のコンセントの使用に係る電気料金に関して、ひろしま港湾が検針メーターの読取値をもとに使用者に請求する料金の算定方法を誤っていたため、県が本来請求すべき実際の使用料より過少に電気料金を請求していた。</p> <p>これに伴い発生した未請求額60,505千円について、県は利用者に不当利得の返還を請求、ひろしま港湾に損害賠償請求を行ったが、書類等が保存されていない期間があり、当該期間については誤請求の事実を確認することができないとし、県は当該損失を回収することができていない。ひろしま港湾の過失である以上、損害賠償請求権の除斥期間内であれば損失額を見積り、両者で協議の上で必要な請求を行うべきである。</p>	178
第21 消費税税務申告		180
【意見】 仕入税額控除額算定における計算方式の検討	仕入税額控除額の算定方法につき、個別対応方式と一括比例配分方式のいずれが有利かを検討した事実が不明であった。必要に応じて税務の専門家を関与させるなどして、いずれが有利かの検討を行い、有利な方を採用すべきである。	185

監査の結果（概要）		
	<p>なお、結果として個別対応方式が有利となった場合は、個別対応方式を採用することに伴う事務負担の増加についても考慮して計算方式の採用を決める必要がある点に留意する必要がある。</p>	
【指摘】消費税法に則した帳簿等の保存	<p>課税仕入れなどに関する帳簿及び請求書等が現行のルールでは5年間までの保存とされているが、消費税法では7年間の保存が求められているため、保存期間のルールを見直し、求められる期間適切に保存すべきである。</p>	186
【指摘】消費税法申告体制の整備について	<p>令和2年度の消費税法申告に関して申告の修正がなされていたが、当該申告誤りは申告書作成のダブルチェック体制が不十分であったことが原因と考えられる。</p> <p>消費税法申告書の作成に際し、過年度との比較・整合性検証のダブルチェックを加え、その証跡を残すべきである。</p>	188
【その他】消費税法申告に係る県全体での取組について	<p>消費税法申告業務に係る県全体での取り組みは特になく、各部署で個別対応している。</p> <p>この点、消費税法の申告業務は特殊かつ専門性も高いため、消費税法を熟知した担当者を県全体で配置し、当該担当者が県のすべての消費税法申告書を一元的にチェックする体制を設けることを検討していただきたい。なお、必要に応じて税務の専門家を関与させることも有効である。</p>	188
第22 株式会社ひろしま港湾管理センター		191
【意見】海外向けの情報発信	<p>ひろしま港湾は、YouTubeにチャンネルを開設しており、一般の方にも分かりやすいPR動画等を公開している。この中で英語の会社説明動画を公開しているが、映像自体は日本語の会社説明動画のものを流用しており、映像内で映し出される言葉等が日本語のまま、海外向けの映像となっていない。海外向けの動画を作成する以上、最低限映像内の重要な文字の下には英訳を入れる程度の改良を行うことが望ましい。</p>	197
【意見】近年の外部要因の影響を踏まえた計画・	<p>広島港のコンテナ貨物取扱量の目標に関するスローガン「NEXT10」について、新型コロナウイルス感染拡大をはじめとする近年の外部要因の影響</p>	198

監査の結果（概要）		
目標の見直し	を踏まえ、内容や達成目標時期の変更の要否につき、再検討の上、必要があれば見直しをすべきである。	
第23 決算（ひろしま港湾）		199
【指摘】貯蔵品の評価方法について	<p>計算書類注記の「重要な会計方針」において貯蔵品の評価方法は、「最終仕入原価法による原価法」によるとしているが、実際の評価方法は、最終仕入原価法と先入先出法の評価額に重要な差がないことを理由に、大部分が先入先出法に基づく評価額を使用していた。しかし、最終仕入原価法と先入先出法の評価額にいくらの差が生じており、重要な差となっていないことを確認した証跡が残されていなかった。</p> <p>異なる評価法に基づく評価額を使用する限りにおいては、每期必ず両者の評価額に重要な差がないことを確かめ、その証跡も残しておくべきである。なお、これを機会に各貯蔵品の評価方法を今一度整理することも効果的である。</p>	204
【意見】最終仕入原価法適用の可否検討	<p>棚卸資産の評価方法として最終仕入原価法を採用しているが、最終仕入原価法によると、取得原価とは乖離した金額で資産計上される棚卸資産が生じ得る。また、最終仕入時期から時間が経過した場合など、時価が大幅に下落した場合でも、その実態が反映されないこととなる。</p> <p>この点、大部分が外部に販売され、時価も大幅に変動するガソリン等についても、重要性の検討を行わず、無条件に最終仕入原価法を採用することは適切ではないため、最終仕入原価法適用の可否を適切に検討すべきである。</p>	205
【意見】具体的な投資計画の策定と余剰資金の運用方針の決定	<p>借入金を大きく上回る現金預金等を保有しているが、投資時期も含めた具体的な投資計画などが策定されておらず、必要保有資金と余剰資金との区分がされていない。</p> <p>外部要因の影響も踏まえた上で、将来的な新規事業も含めたより具体的な投資計画を策定するとともに、余剰資金の運用方針を検討することが望ましい。</p>	206

監査の結果（概要）		
【意見】配当政策の検討がされていない	配当政策に係る会社の方針が適切に検討されていない。配当方針を決めるための計画・検討をした上で、株主とも協議して配当政策を決定すべきではないか。	207
第24 財産（ひろしま港湾）		209
【意見】自社所有固定資産の实地棚卸	<p>経理規程では、毎期末又は随時に有形固定資産の現状につき調査し、その過不足・要修理の如何につき各カンパニーの会計責任者に報告しなければならないとされているにもかかわらず、実務では固定資産となっているものの異動の有無の把握に止まっている。</p> <p>この点、保有する固定資産が網羅的に固定資産台帳に記録されていることを確認するためには、固定資産の変動のみの把握ではなく、全件の实地棚卸が必要であり、定期的実施することが望ましい。</p>	213
【意見】リース資産の減価償却方法が明示されていない	経理規程において減価償却方法が規定されているが、リース資産に係る減価償却方法については記載がされていないため、明示することが望まれる。	213
【意見】固定資産の判定に係る耐用年数や金額基準の明示がない	経理規程において、固定資産につき資産種別（建物や工具器具備品など）で例示列挙されているが、耐用年数や金額を基準とした定義がされていなかった。耐用年数や金額を基準とした固定資産の判定は、会計処理上、重要な定義であるため、経理規程や細則等で明示することが望まれる。	213
【指摘】除却資産に係る注記誤り	<p>計算書類における貸借対照表に関する注記に記載されている、有形固定資産の減価償却累計額について、除却資産分を含めて記載する誤りがあった。</p> <p>正確な計算書類の作成を確実にするため、上長等による再計算・再突合の実施、計算書類作成フローチャート又はチェックリストの導入等により、再発防止に努める必要がある。</p>	214
【指摘】リース資産台帳の削除漏れ	リース資産台帳に削除を失念したものが記載され続け、結果として計算書類の貸借対照表注記に記載されている有形固定資産の減価償却累計額に誤りが認められる。	214

監査の結果（概要）		
	<p>削除失念は契約期間のトレースや契約書の確認により防げた明らかなミスである。</p> <p>また、再リースで当該資産を使用し続けているため、リース資産台帳に記載されているものがあつたが、再リースとなった時点でリース資産台帳から削除すべきではないかと思われる。</p> <p>リース契約終了時のリース資産台帳への反映方法を改めて整理するとともに、決算前にリース資産台帳にリースが終了した資産等が残されていないか再度確認する体制を整備すべきである。</p>	
【指摘】県有備品の管理について	<p>ひろしま港湾が管理している県有備品について、現物が確認できない資産が発見された。また、観音マリーナの現地視察の際に、県有備品であるにもかかわらず、県有備品一覧に記載のない資産が検出された。</p> <p>県有備品については、管理を委託されているものであり、県有備品一覧と現物とは一致している必要がある。県有備品一覧と現物の照合は異動のあつた場合だけでなく、全件実施し、不整合の生じない管理体制を構築する必要がある。</p>	215
【指摘】県有備品シール貼付漏れ	<p>県有備品については、県との契約において、一覧表を備え、ラベルを貼付する等により、ひろしま港湾所有の備品と区別しなければならない旨規定されているが、備品シール等の貼付がない資産が発見された。</p> <p>県有備品の定期的な棚卸時においてシールの貼付け漏れがないかを同時に検査する体制を設け、契約に沿った物品の管理を徹底する必要がある。</p>	217
【指摘】一括償却資産の取扱いが経理規程と整合していない	<p>ひろしま港湾では、一括償却資産を少額消耗工具器具備品費で費用処理し、固定資産台帳に記載していないが、経理規程では、「固定資産台帳には、正規の簿記の原則により生じた簿外資産も含めるものとする」と規定されている。</p> <p>一括償却資産が当該規程に該当すると考えられるが、経理規程に従った対応が取られていない。これを機会に今後の取扱いを整理し、経理規程に従った固定資産台帳の記帳を徹底する必要がある。</p>	217
第25 債権回収（ひろしま港湾）		219

監査の結果（概要）		
【意見】債権回収における迅速柔軟な対応	<p>徴収・回収規程において、未納者への対応につき、対応すべき時期が明確に規定されているがために、柔軟性を欠く面を否定できない。</p> <p>状況に応じて、時期を待たずに法的対応をすべき場合もあると考えられるため、県とも協議の上、例外的な対応をすべき場合もあることを、徴収・回収規程に規定の上、局内で周知すべきではないか。</p>	221
【意見】指定管理業務以外の債権回収に係る規定がない	<p>徴収・回収規程は、指定管理施設の利用料金・売掛金を対象としているが、指定管理業務以外のひろしま港湾の債権回収についても、徴収・回収規程と同様の規程を整備するなどの対応をすべきである。</p>	221
第26 委託・工事等契約（ひろしま港湾）		222
【指摘】契約書ひな形の内容の不備、不足	<p>ひろしま港湾では、契約書の雛形を用意しており（管理委託契約書／建設工事請負契約書）、契約相手とは同雛形を基礎に調整の上契約を締結している。</p> <p>しかし、同雛形を見ると、①契約相手方が反社会的勢力の場合に契約を解除等する旨の条項（いわゆる反社条項）がない（管理委託契約書）、②合意管轄の定めがない（管理委託契約書／建設工事請負契約書の双方）、との2点で問題が見られる。</p> <p>契約締結前に契約相手方が反社会的勢力でないことの確認をしていたとしても、契約締結後に問題が生じた場合などを手当するためには、管理委託契約書の中に反社条項を入れるべきである。また、契約相手方との間で紛争が生じ訴訟となる場合に備え、あらかじめ契約締結時に管轄の合意をしておくことが有益である。</p>	225
【意見】一般競争入札への参加者が1者のみの契約が多くみられる	<p>一般競争入札手続を採用した契約において、1者のみが入札した案件が多数見られるが、参加者が1者のみでは、入札手続により十分に競争性を図ることができない。</p> <p>ひろしま港湾は、指定管理者や港湾運営会社などの事業を通じて、県との関わりが深いことから、同社の入札手続の結果が、県の契約に事実上影響す</p>	225

監査の結果（概要）		
	<p>る場合があるとの観点からも、一般競争入札への参加者を増やすことが重要である。</p>	
<p>【意見】仕様書と契約書との齟齬</p>	<p>業務委託契約の中で、業務の月毎の実施状況報告につき、仕様書では四半期ごとにとりまとめて報告、契約書では毎月報告と定めている案件があった。</p> <p>業務の実施状況の報告は、契約の履行状況の確認時期や委託料の支払時期に影響するものであるから、仕様書での記載と契約書での定めが異なっていることは適切ではない。</p>	226
<p>第28 防災・BCP（ひろしま港湾）</p>		<p>228</p>
<p>【意見】港湾BCPの改善のための関係機関との連携</p>	<p>広島港、福山港及び尾道糸崎港の港湾BCP（県が主導して策定）における訓練の種類、内容、研修の検証等に不十分な点が見られる。</p> <p>ひろしま港湾は、上記3港の管理において、指定管理者・港湾運営会社等の立場から重要な役割を担っており、訓練がより充実したものとなるよう、訓練への協力、改善意見を述べるなど、県や当該BCP協議会、その他関係機関と積極的に連携していく必要がある。</p>	229

第4 包括外部監査の県全体への活用方法の検討

1 検討の経緯

県の包括外部監査に関して、当方は、平成29年度から令和2年度までの4年間補助者を務め、令和3年度と本年度の2年間については責任者として関与した。

複数年にわたり包括外部監査に関与してきた結果、同様の指摘事項や意見などが複数回検出されることがあることに気付き、検出事項は監査対象となった局や団体特有の問題ではなく、往々にして複数の部局や団体が同様の問題を抱えていると感じた。

包括外部監査については毎年度改善が図られ、効果が高まってきているが、指摘や意見などが活かされるのは、監査対象部局や団体に限定されるのが一般的である。しかし、検出された問題が特定の部局や団体に限定されるものではないことが想定されるのであれば、それらの検出事項を他の部局や団体にも生かしていくべきである。

包括外部監査は制度的にすべての部局や団体を対象にすることは現実的ではない。例えば、小規模な部局や団体は、一度も監査対象とならないことも想定される。包括外部監査で得た気付きを他の部局や団体にも生かすことができれば、一度も監査対象とならないような部局や団体にも展開することができ、包括外部監査制度の不足をカバーできる。

もっとも、他の部局や団体に生かすと言っても、それを実現することは容易なことではない。そこで、本監査において提示した指摘や意見を他の部局や団体に生かす方法について、一つの案を提示したい。

その方法は検出された課題・問題点のチェックリスト化である。検出された問題点などをチェックリストにすれば、当該チェックリストを基に各部局や団体が自組織の問題点の有無を確認できる。そうすることで、自組織を見直す機会となり、問題の予防や早期の発見・改善に繋げていくことができるのである。

県においては、監査委員事務局による監査において、過去から「委託契約等チェックリスト」「随意契約理由等チェックリスト」「出資法人監査チェックリスト」などのチェックリストを作成し、監査手続に活用しており、同様の試みが取られている。「随意契約理由等チェックリスト」については具体的な記述もあり、今回監査人が作成したチェックリストと同様と思われるところもある。しかし、それらのチェックリストは包括外部監査における指摘や意見を主眼に作成されたものではなく、今回の提案は現状の試みの質向上に資するものであり、他の団体が行っている監査にも生かすことができると考えている。

2 チェックリストの作成方法案

上述のとおり、包括外部監査の指摘・意見を他の部局や団体に生かす方法として、課題・問題点をチェックリスト化するという方法が考えられるが、課題・問題点をチェックリスト化するには、課題・問題点の一般化・抽象化が必要である。一般化・抽象化を行わないと監査対象部局や団体特有の事象となり他の部局や団体に生かすことができないからである。もっとも一般化・抽象化は容易ではない。一般化・抽象化は必要ではあるが、一方で一般化・抽象化しすぎると気付きに繋がらず、そのバランスが肝となる。

例えば、「第15 委託契約及び工事請負契約（地方機関分）」の「(3)【指摘】関連の薄い事業を追加する変更契約を実施している（報告書本文144頁）」に対し、「保全施設費（公共事業）の契約につき、変更契約で改修費（公共事業）を追加している契約はないか」というチェックリストを作成したとすると、そのような案件が該当する部局や団体は限定され、他の部局や団体に生かすのが限定的となる。そのため、他の部局や団体にも該当しそうな形でチェックリスト化することが必要となる。

(3) 【指摘】関連の薄い事業を追加する変更契約を実施している

振興事務所の「国際拠点港湾広島港江波地区港湾海岸保全施設整備事業に伴う調査設計業務委託」の変更契約がなされているところ、用地測量に係る変更につき、令和3年度までに完了させる必要のある測量調査の発注手続きが漏れていることが判明したが、別個発注する時間的余裕がないため、変更契約により当初契約の受注業者に一緒に依頼したとのことであった。

しかし、本来事前に対応可能であった発注手続きが漏れていることが判明し緊急対応が必要となった事業につき、発注漏れとなっていた事実や原因を明らかにすることなく、関連の薄い事業へ、変更契約により追加するのは、近年出された公共工事の執行に関する通知により緩和された変更基準を前提に考えたとしても適切ではない。

しかし一方で、「第15 委託契約及び工事請負契約（地方機関分）」の「(2)【指摘】同種の案件を分割して1号随意契約としている（報告書本文143頁）」に対し、「随意契約理由として合理的とは認められない契約がないか」というチェックリストを作成したとすると、抽象的過ぎて何をチェックすればいいか判断できない。すなわち、あまり抽象化し過ぎると確認対象が広範になり、すべてを詳細に検討することが難しくなるため、結果的に具体的な確認をせずに形式的なチェックだけに終わることが想定される。もしくは、まともに対応しようとする膨大な時間と労力を使うことになり、効率的でなくなる。ある程度具体的にして焦点

を絞れば、その点だけを再確認するという意識も働き、また、具体的であるがゆえに気付きに繋がり、チェックリストが生きてくる。

(2) 【指摘】同種の案件を分割して1号随意契約としている

令和3年度の契約で、同じ地域で実施する同種の委託業務5件を、近接した時期に、随意契約により、同一の業者に発注している。1件当たりの契約額はいずれも100万円未満であるが、5件の契約額合計は100万円を優に超える。

過去の実績から、令和3年度も複数回の業務が実施され、総契約額が100万円を超えることが予想されたにもかかわらず、複数の100万円以下の随意契約について1号を理由に実施するのは妥当ではない。

具体的なチェックリスト内容になることにより、ものによっては当たり前のことを確認するチェックリストになることも想定されるが、その当たり前のことが盲点としてできていなかったことが外部監査において明らかにされたということである。今回の取組みは、外部監査で検出された課題・問題点を他へ展開し、他の部局や団体で同じ問題が生じないようにすることが目的であり、盲点として明らかにされた課題・問題点を他に展開するという意味では意義があるものとする。

効果的なチェックリスト運用を促す意味では、チェックリスト化の方向性を一定程度示す必要があると考えた。そこで、監査責任者として関与した2年間で検出された課題・問題点を基礎としつつ、補助者として関与した期間に検出された問題点や他県の包括外部監査を調査した際に把握した問題点も参考に、考えられるチェックリストの作成方法案を例示する。32頁（一部のみ抜粋）を参照されたい。

なお、本作成方法案においては、チェックリスト化の方法を具体的に示す意図もあり、外部監査で提示したすべての指摘や意見などを基にチェックリスト化を試みた。しかし、今後、本取組みを実行していく上では効率性を考慮して、チェックリスト化の範囲を指摘事項に限定したり、他への展開がより有益と思われる指摘や意見などに限定したりすることも考えられる。チェックリストは単に数が多ければよいというものではない。チェックリストは組織を改善することが主目的であるが、むやみに範囲を広げるとチェックリストの作成自体が困難となるおそれがある上、形式的なチェックに繋がってしまう可能性もあるため、ポイントを絞って検討を行うなど、効果的な実施方法を検討していただきたい。

また、チェックリストの内容については、定期的な棚卸も必要である。棚卸を行わず、外部監査の度にチェックリスト項目を追加しては数が膨大になり、チェックリストの実施が多大な負担となりかねない。例えば、数年にわたってチェックリストを基に確認し、各部局や団体などで問題が検出されなくなったものは、当該チェックリストの内容が本質的に改善されたと判断し、チェックリストから除外していくことも考えられる。

今後もチェックリスト化の試みを継続していただけるのであれば、これらの点も考慮して取り組んでいただきたい。

3 チェックリストの活用案

チェックリストのチェック内容は「2 チェックリストの作成方法案」で示したとおりであるが、当該チェック内容をどのように確認・検証していくかも重要である。

県の監査委員事務局で現行使用しているチェックリストは、監査する側が実施するものとされており、監査される側の局・団体が検討するものとはなっていない。この点、実際に業務を行っている部局や団体の方が当然に、各部局や団体の業務を熟知している。

そのため、まずは監査委員事務局が主体となって全部局や団体に自らチェックさせることが必要で、少なくとも、全部局や団体にチェックリストの内容を周知・理解してもらうことが必要である。その上で、各部局や団体が実施したチェックリストの結果を基に、監査手続においてその妥当性を検証していくことが効果的である。

具体的なチェックリストの例（一部のみ抜粋）は33頁を参照されたい。

4 チェックリスト作成方法例（一部抜粋）

包括外部監査		チェックリスト	
No	章	項目	確認内容
			※他部局や団体への活用が限定的、又は効果的なチェックリスト化が困難なため、除いた
1	6		<p>【意見】 福山港・尾道糸崎港における将来の長期構想の策定 福山港及び尾道糸崎港について長期構想は策定されていない。 しかし、広島港の港湾計画改訂（平成31年3月）において、長期構想で取りまとめた広島港の将来像等を基礎に改訂がなされたように、港湾計画の改訂において、長期的視野（概ね30年後）に立った構想・ビジョンを前提にすることは重要である。 したがって、福山港及び尾道糸崎港についても、将来の港湾計画の改訂時には、長期構想を策定すべきである。</p>
2	6	全般	<p>【意見】 県ホームページでの紹介ページのリンク切れ 県ホームページの「広島県の港湾」ページからのリンクのうち、広島港と尾道糸崎港のリンク先が無効となっている。 県のホームページの港湾の紹介は、港の広報の重要部分であり、主要港である広島港及び尾道糸崎港のリンク先が切れたままの状態で放置されていることは問題である。</p>
3	7	計画	<p>【意見】 振興プランの前プランの評価・検証が不十分 振興プランの冒頭に書かれた前プランの評価には、実施箇所ごとの進捗結果、特に、前プラン中に実施できなかったものについて、その原因への言及がない。また、前プランで設定していた優先度ランクごとの達成状況が記載されており、ランク設定の意義があったのか十分検証できない。 前プランで予定どおり実施できなかった事柄の原因分析をし、改善方法を考え、次期プランに生かすというPDCAサイクルを回すことが、次期プランの改善につながると思われる。次期プランで振興プラン（現行）を評価する際には、ランク毎の評価を意識した上で、実施箇所ごとの進捗結果、特に振興プラン（現行）中に実施予定であったにもかかわらずできなかったものの原因を分析し、次期プランに生かすべきである。</p>
4	7	計画 情報開示	<p>【指摘】 計画期間内の進捗管理に係る情報開示について 振興プラン（現行）の整備事業について、計画期間内（令和3年度から令和7年度までの5年間）の各整備事業の具体的実施時期は明示されていない。また、前プランの計画期間内に完了していない整備計画につき、前プランの計画期間満了前に事業の遅延が公表されたものはないが、具体的な実施時期を公表しておらず、対外的には計画期間が満了しない限り遅延ではないとの認識になってしまっていることが、原因の一つと考えられる。 重要性の高い事業については、スケジュールの延長などの情報を適時に公表すべきである。また、現状の公表資料については、各事業を規模により区分した表や工事期間で区分した表を追加したり、進捗率を記載したりするなど、県民がより事業の進捗状況を実感できるような説明をすべきである。また、県民への事業の見える化の推進のため、今後の具体的なスケジュールについても、同様の区分により公表するなどし、県民への情報開示の充実を図っていただだけることを期待したい。</p>
		計画	<p>中期計画に対応する個別事業ごとの年度計画が策定されているか</p>
		情報開示	<p>個別事業の進捗率や今後の具体的なスケジュールが明示された情報開示となっているか</p>
		計画	<p>計画期間中の年度ごとの進捗につき、進捗状況が予定通りでない場合で、かつ県民への影響が大きい場合や県民の関心が高い事業については、適宜（最低でも年1回）、進捗状況を公表しているか</p>

5 チェックリスト参考例（一部抜粋）

No	項目	確認内容	回答日	回答者	責任者	検出事項（対応状況含む）	監査メモ
例	契約	〇〇の契約を随意契約としていないか	4/1	広島太郎	広島花子	該当契約が2件検出された業者と契約締結済みであり、契約条項などを検討し、再契約は困難と判断今後同様のミスが生じないよう関係課に周知した	該当契約を確認した締結済みの契約状況から再契約困難とした判断の妥当性を確認した ○付で周知文が提出されていることを確認した
1	全般	県ホームページの紹介ページにつき、リンク切れが生じていないか（外部へのリンク先は除く）					
2	全般	複雑かつ特殊な案件については、上長による概括的な検証だけでなく、再計算・再実施を行っているか					
3	全般	海外向けにPRしているものがあれば、英訳するなど、利用者目線での対応がなされているか					
4	資金運用など	現金預金を多額に保有している場合、具体的な投資計画を基に、必要保有資金と余剰資金とを適切に区分しているか					
5	資金運用など	余剰資金を有している場合、将来的な新規事業も含めた具体的な投資計画を策定するとともに、余剰資金の運用方針を定めているか					
6	資金運用など	配当政策を検討し、方針を策定しているか					
7	条例・規則など	条例や規則などを改正する際に、改正する条文を引用する他の条例や規則などの改正漏れがないか確認したか					
8	計画	中期計画に対応する個別事業ごとの年度計画が策定されているか					
9	計画	作成しているビジョンや計画につき、事後に目標の達成度合い等を検証できる程度に、具体的な取組目標が設定されているか					

第5 総括

島国の日本にとって港湾・漁港は非常に重要で、沿岸県である広島県にとっても、漁業が盛んな上、世界的にも知名度が高い年間船舶乗降人員数1位の厳島港を有するなど、港湾・漁港の重要性は高い。また、令和5年度にはG7広島サミットの開催が予定されており、世界的にも注目を集めている。その玄関口にもなる港湾の運営が滞りなく進められ、他県のお手本となっていくことを期待したい。

今回の監査で、今後の事業運営改善のきっかけになると思われる事項を検出した。それは、事業実施累計期間での予算実績差異分析、適時適切な情報開示及び部局間での連携である。

事業実施累計期間での予算実績差異分析に関しては、港湾特別会計の臨海部土地造成事業につき、予算・実績比較が単年度のみでなされており、各事業における実施期間全体の累計ベースでの見積総事業費の比較や推移の把握がされていない事実があった。事業実施期間を通じた総事業費の変動状況は県民の関心も高いため、適切に分析・把握すべきである。

そして、適時適切な情報開示に関しては、上記の見積総事業費の推移が公表されていないことに加え、各事業の今後のスケジュールも公表されていなかった。また、振興プランについても、整備事業の遅延が適時適切に公表されないことに加え、各事業の進捗率や今後のスケジュールの情報開示にも不十分な点があったほか、前プラン中に実施できなかったものに対する原因について言及されていなかった。事業費の推移や事業のスケジュールは県民が特に注目する点であり、これらの情報開示は積極的に行っていただきたい。

包括外部監査を通じて対象部局や団体の方と協議する中で、事業の経過と将来見通しの情報開示が特に重要であると感じたが、県の今の情報開示では、その点はあまり重要視されていないように思われた。今後、当方も一県民として、どのような情報開示をしていただけるか注目していきたい。

また、部局間での連携に関しては、宮島口旅客ターミナル下の埋立て地の取得につき、現に資産を管理する課と、県の固定資産台帳を管理する課との間で適切に情報共有されていない事実が判明した。当該土地は監査対象部局管理の台帳への登録は不要なものであったが、県の固定資産台帳を管理する課の資産台帳にも記載されていなかった。当該土地の管理自体は監査対象部局であるため、監査対象部局と固定資産台帳を管理する課が緊密に連携を取る必要があるが、台帳登録漏れ防止に係る連携は十分ではなかった。また、消費税の申告体制の整備を提案しているが、消費税申告は特殊なため、県全体で管理することも考えられる。現状は各部局で個別対応となっており、部局間での連携に改善の余地が認められた。

これら3点は必ずしも容易に解決できる事項ではないと思われるが、今回の外部監査をきっかけとして、改善を行い、今後のよりよい事業運営に活かしていただけることを期待したい。

県の包括外部監査に関して、当方は、平成29年度から令和2年度までの4年間補助者を務め、令和3年度と本年度の2年間については責任者として関与した。

複数年にわたり包括外部監査に関与してきた結果、同様の指摘事項や意見などが複数回検出されることがあることに気づき、検出事項は監査対象となった部局や団体特有の問題ではなく、往々にして複数の部局や団体が同様の問題を抱えていると感じた。

包括外部監査制度をより効果的なものとしていくために、検出された指摘事項や意見を他の部局や団体に生かすことが必要で、その方法の一つがチェックリストを活用する方法と判断し、監査人がチェックリストの作成方法案を示した。

もっとも、今回の課題・問題点の一般化や抽象化は完全なものではなく、不十分な点やより効果的な一般化・抽象化も考えられると思われる。チェックリストの活用方法についても同様で、今回示したチェックリストの使用が強制されるものではない。

一般化・抽象化の考え方やチェックリストの活用方法については、唯一絶対の答えがあるものではなく、実務を通じて検討し、改善を繰り返していく必要がある。今後も県が継続してよりよい活用の方法を検討し、その結果として、包括外部監査制度がより効果的なものになっていくことを期待したい。

最後に、今回港湾事業や漁港事業の話聞く中で、海に面した県である広島県、島国である日本にとって、港湾や漁港がいかに重要な施設であるかを再認識した。日頃当たり前に感じてしまう豊富な海産物やスムーズな物流も、それを支える港湾・漁港が障害なく機能して初めて実現される。港湾事業や漁港事業に携わる方々が日々、真摯に業務に取り組んでくださっているお陰だということが強く感じられた。

本監査においては、対象部局・団体関係者の方々に、包括外部監査制度の趣旨や本外部監査の方針を初期段階で伝え、県民のためになるあるべき監査の形を協議しながら監査を進めた。新型コロナウイルスの感染拡大やG7広島サミット開催に向けた準備という様々な事象がある中、多大なご協力をいただいた。

また、監査委員事務局の方々には、補助者であった4年間を含め、6年間という期間にわたり、円滑に監査を行うことができるよう、監査事務に大いにご協力いただいた。

関係者の方々に御礼申し上げます。